

平成30年度 景観整備事業補助金

評価表 NO.

53

所管部課名	建設部 都市計画課	担当者	福壽 清則						
事務事業名	景観推進事業								
根拠法令	薩摩川内市建設部関係補助金等交付要綱								
補助経過年数	6年以上10年以下								
平成30年度 予算額	500 千円	国県支出金 千円	一般財源 500 千円	その他 千円	その他の内容				
	指標名		目標値		目標年度				
成果指標①	地区重要資産等の延べ指定数		延べ15ヶ所以上		平成35年度				
成果指標②	地区コミュニティ協議会との協議回数		年8回		平成35年度				
補助対象者	市が指定した景観重要資産等が地域内に存する地区コミュニティ協議会								
補助対象経費	景観重要資産等（地域のシンボル等となっている景観資源で地区コミュニティ協議会からの提案により市が指定したもの）の整備及び維持管理に関する事業で、地区コミュニティ協議会では困難な事業の実施に要する経費（食糧費及び交際費は除く）								
補助対象事業・活動の内容	景観地区（準景観地区を含む）、景観啓発地区、景観提案地区及び景観重要資産等の整備及び維持管理に関する事業								
補助金額又は補助率	上限10万円								
上記項目の積算方法	見積及び実績								
補助を受ける事業（団体）等の 過去3ヶ年の事業（団体）等の 決算状況	項目	平成27年度		平成28年度		平成29年度			
		金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）		
	収入	自己資金	11,000	3.5%	191,000	32.3%	136,000	25.4%	
		会費収入	11,000	3.5%	191,000	32.3%	136,000	25.4%	
		事業収入	0	0.0%	0	0.0%		0.0%	
		寄付金・その他助成	0	0.0%	0	0.0%		0.0%	
		市補助金	300,000	96.5%	400,000	67.7%	400,000	74.6%	
				0.0%		0.0%		0.0%	
		（前年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%	
		計	311,000	100.0%	591,000	100.0%	536,000	100.0%	
		支出	事業費	311,000	100.0%	591,000	100.0%	536,000	100.0%
			人件費		0.0%		0.0%		0.0%
	その他事務費			0.0%		0.0%		0.0%	
				0.0%		0.0%		0.0%	
				0.0%		0.0%		0.0%	
				0.0%		0.0%		0.0%	
	（翌年度繰越金）			0.0%		0.0%		0.0%	
計	311,000		100.0%	591,000	100.0%	536,000	100.0%		
支出計/前年度支出計				190.0%		90.7%			
自己資金/前年度自己資金				1736.4%		71.2%			
翌年度繰越金/市補助金		0.0%		0.0%		0.0%			
交付件数		3		4		4			
成果指標の推移①		延べ12ヶ所		延べ12ヶ所		延べ12ヶ所			
成果指標の推移②		年4回		年4回		年7回			
特記すべき事項等	【前回評価】	平成27年度「現状のまま継続」							
	【前回評価への回答】	・本補助金の補助対象者である全ての地区コミュニティ協議会に対し、要望等を確認した上で、優先度をつけ、等しく補助金の交付をされたい。							
	【事業のPR方法】	次年度の予算編成前に、対象者に対し要望をとり、予算要望した。							
	【費用対効果】	対象者が景観重要資産の指定のある地区コミュニティ協議会であり、対象者限定となるため、予算編成時期のみの案内周知となった。							
	【補助事業以外の事業】	補助金により、地区の資産として管理いただくことで、資産を活かした地区事業の推進及び活性化に繋がっている。							
【その他】	景観計画区域内行為届出、まちあるきウォッチング、絵画コンクール 地区重要資産の提案を無理強いすることなく、継続して維持管理いただけるよう、自主的な提案となるよう、啓発周知を心掛けている。								

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	市景観条例及び市ふるさと景観計画に基づき、良好な景観の形成・保全を促進するとともに景観行政に対する市民への啓発に繋がっている。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	B	景観資源を守り、地域活性化等に資するため、住民や地域との協働で景観形成を推進していく事業であり、継続していく必要がある。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	地域との協働で景観形成を推進していく事業であり、継続していく必要がある。地区のシンボリック資源の保全を地区共同作業により地区の一体化及び地区活性化の原動力となる。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	地区のシンボリック資源の保全を自主的にされることにより、継続された事業として期待できる。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	事業の中で、困難・危険な作業及び資材等の調達に対し、補助するもので過度なものとしていない。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられ、かつ、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	B	補助については、事業開始から概ね3年を目途として補助。以後も継続する場合、他地区との優先度による。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	事業は地区コミュニティ協議会の事業として地区住民によるものである。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	B	事業そのものの中でも、地区コミュニティ協議会会員で作業困難な危険及び専門性のある作業、又は事業の資材購入等に対し交付するものである。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	事業の中で、困難・危険な作業及び資材等の調達に対し、市の予算額において補助するもので過度なものとしていない。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	《今後の改革の方向性》 ■現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性□拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止 《上記方向の理由》 延べ15ヶ所の目標値に対し、12ヶ所の実績である。一定の目標は達成。新たな資源の保全に向けて啓発していく必要はあるが、強制とならないように自主的な活動に対する支援として、啓発及び周知し、現状のまま継続していく必要がある。 《改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画》 各地区コミュニティ協議会への研修会等による事業の周知。	外部評価結果	《視点別評価》 公益性 ⇒ □高い □低い 必要性 ⇒ □高い □低い 有効性 ⇒ □高い □低い 適格性・妥当性 ⇒ □高い □低い
			《今後の改革の方向性》 □現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止 《まとめ》

景観整備事業補助金交付要領

（趣旨）

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市建設部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第102号）第2条の表に掲げる景観整備事業補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助事業等の要件）

第2条 補助金に係る補助事業等は、景観地区、景観啓発地区、景観提案地区及び景観重要資産（以下「景観地区等」という。）の整備及び維持管理に関する事業でなければならない。

（補助金の額）

第3条 補助金の額は、予算の範囲内で交付するものとし、各年度において1回のみ交付し補助金額は10万円を上限とする。

（補助対象経費）

第4条 補助金は、事業の実施に要する経費（食糧費及び交際費は除く）について交付するものとし、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 地区コミュニティ協議会では困難な事業の実施
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要であると認められる事業

（交付の申請）

第5条 景観整備事業補助金の交付の申請に係る規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 事業の実施に要する経費の分かる書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

（交付の基準）

第6条 補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者に補助金を交付することが適当でないとして認められる場合

（実績報告）

第7条 補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

（効果の測定）

第8条 補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、事業の項目及び内容並びにその実施による成果等を用いて測定するものとする。

（補助事業者等の責務）

第9条 補助金の交付を受けた補助事業者等は、景観地区等の良好な維持管理に努めるものとする。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、建設部長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

2 補助金に係る条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成24年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成25年度において所要の措置を講ずるものとする。

補助金交付先一覧

平成29年度

【単位:円】

	団体名	収入			計	支出			計	主な運営・事業内容
		市補助金	自己資金	その他		事業費	人件費	その他		
1	藤本地区コミュニティ協議会	100,000	46,000	0	146,000	146,000	0	0	146,000	遊歩道整備(防護柵)
2	育英地区コミュニティ協議会	100,000	8,000	0	108,000	108,000	0	0	108,000	池の周辺景観整備
3	吉川地区コミュニティ協議会	100,000	77,000	0	177,000	177,000	0	0	177,000	遊歩道整備(転落防止用柵)
4	西山地区コミュニティ協議会	100,000	5,000	0	105,000	105,000	0	0	105,000	石垣除草
5					0				0	
6					0				0	
7					0				0	
8					0				0	
9					0				0	
合計		400,000	136,000	0	536,000	536,000	0	0	536,000	